

平成 2 3 年度事務事業評価調書

平成 2 3 年度作成

平成 2 2 年度 実施事業	<b>事務事業名</b> 町内会運営費助成事業
-------------------	-------------------------

区分	番号	名 称
章	6	担いあうまちづくり
節	1	協働のまちづくりの推進
施策	2	まちづくり活動の推進
小分類	1	多彩なまちづくり活動の支援
主要な施策	2	コミュニティ活動の支援
事務事業番号	002	事務事業コード 61212002 事業開始年度 昭和 4 3 年度 事業終了年度 平成 - 年度

会計種別	一般会計	予算書上の事務事業名	町内会運営助成金
------	------	------------	----------

部 名	市民生活部	グループ名	市民サービス G
-----	-------	-------	----------

統合前または名称変更前の事業名	
-----------------	--

事務事業の目的と成果

目的	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">(事務事業の実施目的を具体的に記載してください)</p> 町内会等の運営や市に協力するための活動を支援するために助成金を支給する。
手段(事業の内容・活動)	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">(目的を達成するためにどのような手法で行うのか、事業の概要を具体的に記載してください)</p> 町内会等の運営や市行政に協力するための活動費として、一定のルールに基づいて助成金を支給する。  助成対象町内会等 96 町内会等 (単位町内会 95、地区連合町内会 1) 助成金の総額 27,861,900 円 (内訳) ・団体割 2,850,000 円 (1町内会当 30,000 円) ・世帯割 5,553,600 円 (1世帯当 300 円) ・防犯灯割 18,790,600 円 (前年度防犯灯電気料支払額 × 5 分の 4) ・会館割 667,700 円 (町内会等所有施設の前年度運営費 ~ 上限額 12 万円)  (注) 支給対象は基本的に町内会ですが、地区連合町内会が傘下の町内会分をまとめて申請する場合は、これを認めています。
成果	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">(事務事業の実施成果を具体的に記載してください)</p> ボランティア組織である町内会等の各種活動の資金を助成することで、地域の活性化とともに行政との協働関係の構築を目指す。
根拠法令等	<p style="background-color: #ffff00; margin: 0;">(事業を実施する際、根拠となる法令・条例・規則・要綱等の名称をすべて記載してください)</p> 登別市町内会等の補助金等の交付に関する規則

指標の推移

区 分		単位	区分	22年度 実績	23年度 目標	24年度 目標	25年度 目標	26年度 目標
成果 指標		助成を実施した町内会等数	町内会等	目標値	96	96	96	96
			実績値	96				
		町内会加入世帯数	世帯	目標値	18,900	18,800	18,800	18,800
			実績値	18,512				

事業費の推移

区 分		単位	22年度 決算	23年度 当初予算	24年度 見込	25年度 見込	26年度 見込	24～26 年度
事業の 財源内訳	国庫支出金 名称	千円						0
	道支出金 名称	千円						0
	地方債 名称	千円						0
	その他 名称	千円						0
	一般財源 名称	千円	27,862	28,451	28,614	28,614	28,614	85,842
合 計			27,862	28,451	28,614	28,614	28,614	85,842
(参考) 上記事業を実施する上で 必要となる人件費		職 員	千円	266	273			
		嘱 託 員	千円	0	0			
		臨時職員	千円	0	0			
		合 計		266	273			

担当グループによる事務事業評価の内容

1. 事務事業の妥当性について			
今後も市が事業主体として実施していくことは妥当ですか？	→	妥当である 妥当ではない	→ 妥当である理由、妥当ではない理由は何ですか？ 地域の活性化や市民との協働には、町内会の協力及び連携は不可欠です。その町内会の活動を安定的に支えるためには現行レベルの助成金が最低条件であると考えます。
2. 事務事業の成果について			
成果はあがっていますか？	→	成果があがっている どちらかといえばあがっている 成果があがらない	→ 成果があがっている理由、あがらない理由は何ですか？ 年々、行政の仕事が増加して、その内容も多種多様化していますが、これと同様に町内会の役割も比例して増加しています。このような中、行政と町内会とが課題の解決に向けて連携するなど着実に成果があがっていると考えます。
3. 事務事業の成果向上について			
成果を向上させることはできますか？	→	大きく向上させることができる 少し向上させることができる 向上させることはできない	→ どのようにして向上させますか？ 向上させることができない理由は何ですか？ 市の財政状況から今以上の財政支援は困難ですが、行政と町内会との役割分担の見直しなどにより、効率性を向上させることは可能と考えます。
4. 事務事業の経済性・効率性について			
成果を落とさずにコスト（予算や人工、所要時間）を削減することはできますか？	→	削減できる 削減できない	→ どのような方法でコストを削減しますか？ 削減できない理由は何ですか？ 助成金は、町内会等の安定的な運営・活動をするために必要な収入であり、これを減額することは地域活動の後退を意味するものです。よって、削減はできません。

担当グループによる評価

<b>維持</b>	左記の評価を選択した具体的な理由（根拠）	近年の地方自治は、財政規模の縮小に伴って行政主導では成り立たず、町内会組織の協力がなければ成立しません。行政運営のキーポイントは「協働」にあります。パートナーの中心的役割は町内会以外に考えられないため、現行レベルの財政支援を継続することが必要と考えます。
-----------	----------------------	---

総合的な評価（当該事務事業の方向性）

<b>維持</b>	備考
-----------	----

評価の種類

- 拡大（事務事業の規模や経費を拡大し、これまで以上に強力で推進する事務事業）
- 維持（現状の対象や目指す姿、手段などに変更が無く、今後も実施する事務事業）
- 改善（現状の手段や経費などを見直し、成果指標の向上等を行う必要がある事務事業）
- 休止（暫定的に休止する事務事業）
- 終了（当初から決められていた事業期間が終了または成果品等が完成し、目的を果たした事務事業）
- 廃止（当該事務事業の予定を変更し、廃止する事務事業）